学校における法務相談支援事業実施要項

（令和３年６月９日北海道教育委員会教育長決定）
（令和３年６月28日一部改正）
（令和４年１月17日一部改正）
（令和４年12月７日一部改正）

１．目的

学校現場では、深刻な児童生徒間トラブルや学校事故、外部からの威圧的な言動を伴う過剰な要求など、高度な法的専門性が必要なため、学校だけで適切に対応することが困難な事案が存在する。これらが重篤な状況に陥らないよう、弁護士による法務相談体制を整備し、もって、円滑な学校運営を支援するとともに、教職員の業務負担の軽減を図る。

２．利用対象機関

道立学校及び市町村立学校（札幌市立学校を除く。以下同じ。）とする。

３．支援体制

(1) 札幌弁護士会、函館弁護士会、釧路弁護士会及び旭川弁護士会（以下、「各地区弁護士会」という。）が推薦する弁護士をスクールロイヤーとして委嘱する。

(2) 委嘱期間は、原則として１年以内とし、かつ、一会計年度を超えないものとする。ただし、委嘱期間の満了後、引き続き委嘱の必要があり、各地区弁護士会の継続的な推薦が得られる場合は、委嘱期間を更新することができる。

４．スクールロイヤーの業務等

(1) 業務内容

ア　学校が抱える対応困難な諸課題に対し、子どもの最善の利益を念頭に置きながら、専門的知見に基づき、学校への法務相談を行う。

①　法務相談は、電話、メール、Ｗｅｂ会議又は面談で行い、原則として１時間以内とする。

②　面談は、当該弁護士が指定する事務所等で行う。

③　事案の対応については、必要に応じて道教委や市町村教育委員会（札幌市を除く。以下同じ。）の担当者と連携して行う。

イ　道教委が主催する研修会等において、法的な視点を踏まえた対応に関する講師を務める。

ウ　その他、対応が困難な諸課題の解決に関し、道教委が適当と認める活動を行う。

(2) 報酬

ア　法務相談に係る報酬額は、30分当たり5,000円（消費税別）とし、通信費等の必要経費を含むものとする。

イ　移動を要する場合にあっては、北海道職員等の旅費に関する条例等の規定に従い、旅行を依頼し、旅費を支給する。なお、移動時間は、報酬の対象時間に含まない。

ウ　道教委は、活動を行った月の翌月末日までに、各スクールロイヤーに対して、報酬の口座振込を行う。

５．法務相談の手続き・業務の流れ

(1) 道立学校の場合

① 法務相談を希望する道立学校長は、別紙様式「スクールロイヤー活用申請書」を教育局長に提出するとともに、その写しを教職員局教職員課働き方改革担当課長（以下「働き方改革担当課長」という。）に提出する。

② 教育局長は、直ちに申請書の内容を確認の上、支援が必要と認めた場合には、働き方改革担当課長あて法務相談に係る支援を要請する。

③ 働き方改革担当課長は、各地区弁護士会と調整の上、担当するスクールロイヤーを決定する。

④ 働き方改革担当課長は、教育局長を経由の上、法務相談を希望する道立学校長あて担当するスクールロイヤーを通知する。

⑤ 法務相談を希望する道立学校長は、担当するスクールロイヤーに連絡の上、法務相談を実施し、その結果をもとに、諸課題の解決に向けた対応を行う。

⑥ 法務相談を実施した道立学校長は、教育局長を経由の上、働き方改革担当課長あて別紙様式「実施報告書」を提出する。

⑦ 働き方改革担当課長は実施報告書を受理し、経費の支出手続きを行う。

⑧ 働き方改革担当課長は、必要に応じ、教育局長及び道立学校長への指導・助言を行う。

(2) 市町村立学校の場合

① 法務相談を希望する市町村立学校長は、別紙様式「スクールロイヤー活用申請書」を市町村教育委員会に提出するとともに、その写しを教育局長及び働き方改革担当課長に提出する。

② 市町村教育委員会は、直ちに申請書の内容を確認の上、支援が必要と認めた場合には、教育局長を経由の上、働き方改革担当課長あて法務相談に係る支援を要請する。

③ 働き方改革担当課長は、各地区弁護士会と調整の上、担当するスクールロイヤーを決定する。

④ 働き方改革担当課長は、教育局長及び市町村教育委員会を経由の上、法務相談を希望する市町村立学校長あて担当するスクールロイヤーを通知する。

⑤ 法務相談を希望する市町村立学校長は、担当するスクールロイヤーに連絡の上、法務相談を実施し、その結果をもとに、諸課題の解決に向けた対応を行う。

⑥ 法務相談を実施した市町村立学校長は、市町村教育委員会及び教育局長を経由の上、働き方改革担当課長あて別紙様式「実施報告書」を提出する。

⑦ 働き方改革担当課長は実施報告書を受理し、経費の支出手続きを行う。

⑧ 働き方改革担当課長は、必要に応じ、教育局長及び市町村教育委員会に対する指導・助言を行う。

６．成果の活用

本事業の成果は、道教委、市町村教育委員会、各学校、スクールロイヤーで共有し、今後の学校における諸課題の早期解決や未然防止等に活用する。

７．相談事案の引き継ぎ・転送

(1) 同一事案に関する法務相談は、原則として３回までとし、その後は必要に応じて、道立学校にあっては嘱託弁護士による法律相談に、市町村立学校にあっては市町村教育委員会に、それぞれ引き継ぐものとする。

(2) 法務相談の内容が、直ちに訴訟等に繋がることが想定される場合には、速やかに道教委、市町村教育委員会、各学校、スクールロイヤーが連携し、道立学校にあっては嘱託弁護士による法律相談が、市町村立学校にあっては市町村教育委員会において適切な対応が行われるよう、事案の転送を行うものとする。

(3) 法務相談の内容が、重大ないじめ問題等に該当する恐れがある場合には、速やかに道教委、市町村教育委員会、各学校、スクールロイヤーが連携し、「北海道いじめ問題等解決支援外部専門家チーム実施要項」（平成25年10月25日学校教育局長決定）に基づく対応が適切に行われるよう、直ちに事案の転送を行うものとする。

８．補 則

上記のほか、本事業の実施に必要な事項は、教職員局長が別に定める。

附　則

この要項は、令和３年６月９日から施行する。

附　則

この要項は、令和３年６月28日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年１月17日から施行する。

附　則

この要項は、令和４年12月７日から施行する。